

令和4年度 第1回 村上市子ども・子育て会議 次第

日時：令和 4年 6月 1日（水）

午後2時から

会場：村上市役所 大会議室（4階）

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 諮 問

5 自己紹介

6 議 事

(1) 計画骨子案について.....資料1

(2) 調査等で見えてきた課題について.....資料2

(3) 計画名称について.....資料3

(4) 第2期 村上市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて.....資料4

7 その他

8 次回の会議日程

令和4年8月（予定）

9 閉 会 副委員長あいさつ

村上市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和3年8月28日～令和5年8月27日

(敬称略)

| 番号 | 氏名 | 号数 | 備考 |
|----|--------|-------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 鈴木 みづ穂 | 1号委員 子どもの保護者 | 村上市岩船郡PTA協議会 理事 |
| 2 | 飯島 渚 | | 山居町保育園 父母の会 会長 |
| 3 | 渡部 悠里 | | 村上いずみ園父母の会 会長 |
| 4 | 平野 路子 | 2号委員 関係団体の推薦を受けた者 | 村上市社会教育委員 (兼村上市公民館運営審議会委員) |
| 5 | 伊藤 健一 | | 村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事 |
| 6 | 長 千恵子 | | 村上市主任児童委員 |
| 7 | 加藤 英人 | 3号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 | NPO法人 おたすけさんぼく 理事長 |
| 8 | 富樫 恵子 | | 医療法人 佐藤医院 あんず保育園 事務次長 |
| 9 | 小池 展子 | | NPO法人 村上ohanaネット 副理事長 |
| 10 | 工藤 いく子 | | フードバンクさんぼく 代表 |
| 11 | 齋藤 武 | | 一般社団法人 Natural 児童発達支援所 はる 代表理事 |
| 12 | 本間 まゆみ | NPO法人 ここスタ 理事 | |
| 13 | 仙田 健 | 4号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 | 村上市岩船郡中学校長会 会長 村上市立村上第一中学校長 |
| 14 | 松田 洋平 | | 村上市岩船郡小学校長会 会長 村上市立村上小学校長 |
| 15 | 仲 真人 | | 新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科准教授 |

| | | |
|--------|-------|--------------------------|
| アドバイザー | 小池 由佳 | 新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授 |
| | 藤瀬 竜子 | 新潟青陵大学 福祉心理学部 社会福祉学科 准教授 |

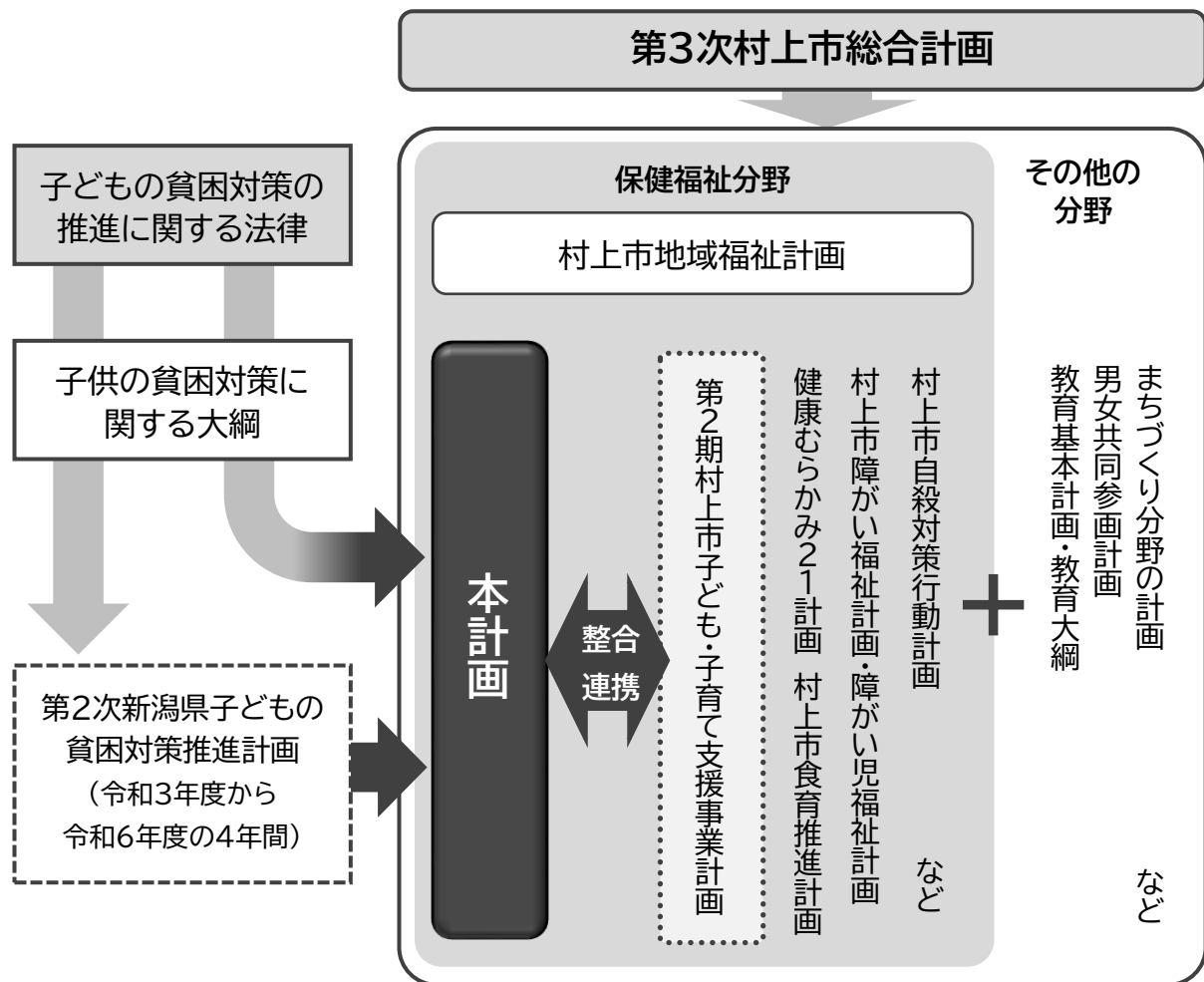
| | | |
|-----|-------|--------------------|
| 事務局 | 押切 和美 | 保健医療課長 |
| | 木村 静子 | 福祉課長 |
| | 渡辺 律子 | 学校教育課長 |
| | 平山 祐子 | 生涯学習課長 |
| | 中村 豊昭 | こども課長 |
| | 山田 昌実 | こども課課長補佐 (子育て支援室長) |
| | 高橋 朗 | こども課課長補佐 (子育て政策室長) |

計画骨子案について

1 計画の位置づけ(法的な位置付け・他計画との関係)の案

本計画は、村上市の最上位計画である「第3次村上市総合計画」及び福祉の上位計画である「村上市地域福祉計画」と整合・連携を図り策定します。児童福祉分野の総合的計画として極めて関連が深いと考えられる「第2期村上市子ども・子育て支援事業計画」、さらに、保健福祉分野やその他の分野の個別計画とも整合を図ります。

また、新潟県の「第2次新潟県子どもの貧困対策推進計画」や国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえた計画とします。



2 計画期間の案

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、国の法律や大綱の見直し、県の計画、本市の他計画、社会情勢等の動向を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。



3 基本理念の検討について

基本理念は、「第2期村上市子ども・子育て支援事業計画」において「子育てを みんなで支えるまち むらかみ」と設定しているものにあたります。

本計画の基本理念は、今後、具体的な施策の検討・体系づけを行っていく中で検討していくこととなりますが、現段階で事務局の考える本計画の趣旨等は以下のようなものです。

(1) 誰に向けた計画か

いま経済的に困窮している家庭の子どもだけを対象とするものではなく、将来、困難を抱える可能性がある子ども(虐待やヤングケアラーなども含む)も視野に入れていく必要があると考えます。

制度の狭間に陥ることのないよう支援・応援するという意味合いでも“村上市のすべての子どもとその家庭”が対象となる旨を謳いたいと考えます。

(2) どこを目指すのか

生活困窮(貧困)が理由で、子どもの将来が左右されないよう努めることが貧困の連鎖を断ち切ることにつながると考えます。子どもたちが、将来の可能性を自ら狭めてしまうようなことのないよう、“夢”“希望”“未来”など、将来に目を向けた前向きな考えを謳いたいと考えます。

(3) どのように取り組むか

目指すところをどのようにして実現させたいか、言い換えれば、誰が子どもたちを支えていくことが望ましいのかを謳いたいと考えます。行政だけではなく、地域全体が連携していく村上市、まちをつくるという意味合いを含めた理念にしたいと考えます。

4 施策の整理について

後述の骨子案で「施策の展開」とする章での項目立ての例を示します。

国の大綱における重点施策に準じた項目立てとなっており、“教育”、“生活”、“就労”、“経済”の4つの分野別に整理します。加えて、大綱で主に「分野横断的な基本方針」に含まれている“情報の共有”や“連携”などの内容をまとめた第5の分野を立てて整理したいと考えます。

項目ごとにボリュームのばらつきが出る可能性はありますが、国の方向性や子供の貧困に関する指標に沿っており、分かりやすいと考えます。

※下記は他自治体等にみられる事業例です。分野欄の()は国の大綱における重点施策名称です。

| 分野 | 事業・施策の例 |
|--|--|
| 1 教育 (教育の支援) | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">学校教育による学力保障</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">学校を窓口とした福祉関連等との連携</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">地域による学習支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">高等学校等における就学継続のための支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">義務教育段階の就学支援の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">特別支援教育に関する支援の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">大学進学に向けた奨学金制度等の経済的支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">食育の推進に関する支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">生活困窮の子どもの学びの機会の確保と経済的支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">多様な体験活動の機会の提供</div> </div> |
| 2 生活 (生活の安定に資するための支援) | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">子どもの食に関する支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">生活困窮の子どもの居場所づくりに関する支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">子どもの健康づくりに関する支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">ひとり親家庭等の子どもに対する就労支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">相談支援体制の強化</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">定時制高校等に進学する子どもの就労支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">相談職員の資質向上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">住宅支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">妊娠期からの切れ目ない支援等</div> </div> |
| 3 就労 (保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援) | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">自立支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">保育等の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">心身の健康確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">保護者等に対する就労支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">保護者等に対する学び直しの支援</div> </div> |
| 4 経済 (経済的支援) | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">児童扶養手当等の各種手当の支給</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">母子父子寡婦福祉資金等の貸付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">ひとり親家庭の医療費の助成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">生活保護制度における経済的支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">養育費の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">生活困窮世帯等に対する経済的支援</div> </div> |
| 5 社会・情報等 | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">各種制度等の情報発信・提供の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">福祉事業の周知徹底</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">担い手確保の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">地域団体が連携したネットワークの構築</div> </div> |

5 計画骨子案

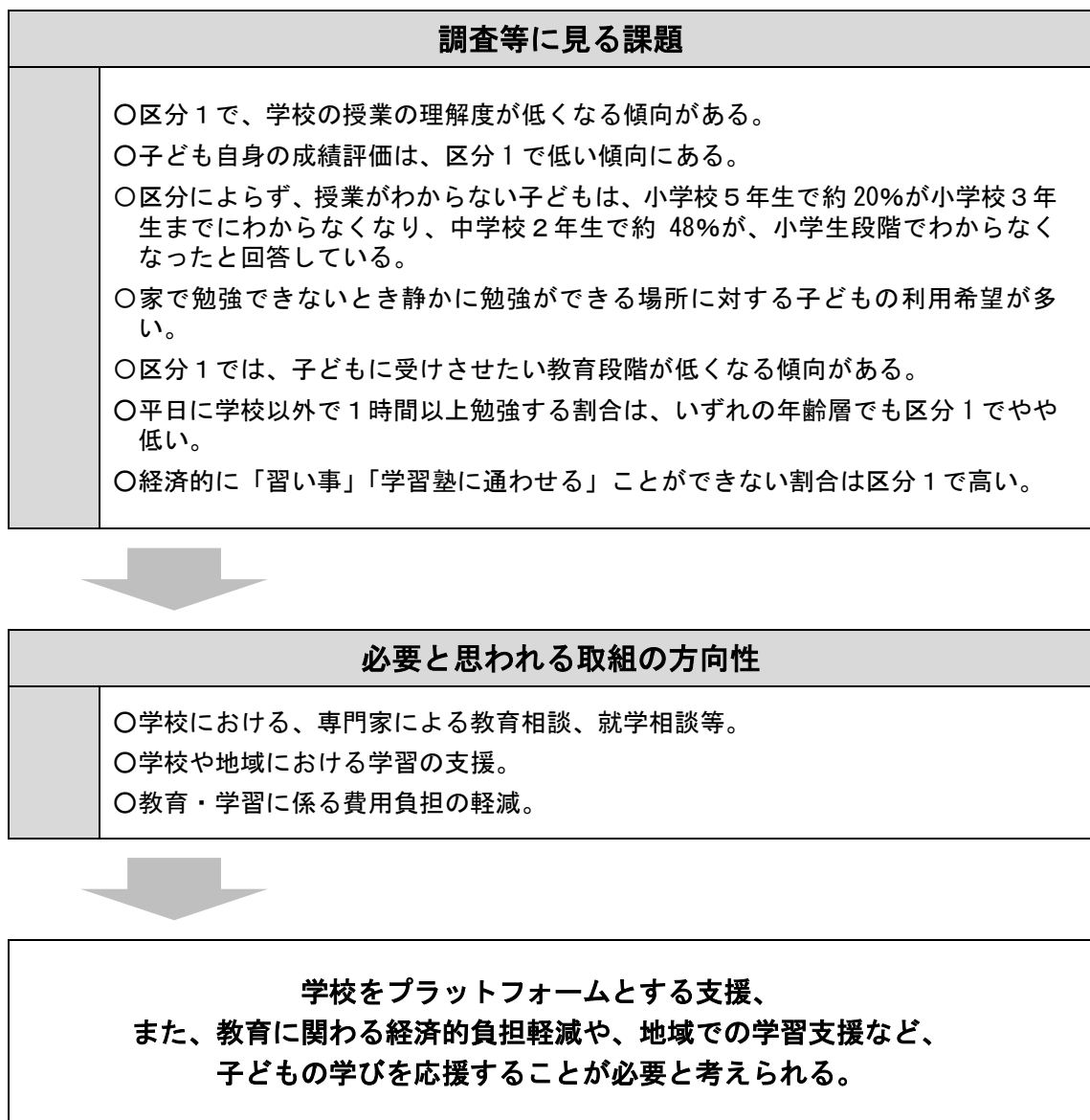
| |
|---|
| 第1章 計画の策定にあたって |
| 1 策定の背景 社会背景／計画の趣旨 |
| 2 子どもの貧困とは 日本の子どもの貧困率の推移／絶対的貧困と相対的貧困 等 |
| 3 国・新潟県の取組 子どもの貧困対策の推進に関する法律／子供の貧困対策に関する大綱／新潟県子どもの貧困対策推進計画 等 |
| 4 計画の概要 計画の位置づけ（法的な位置付け・他計画との関係）／計画の期間／策定体制 等 |
| 第2章 村上市の子どもと家庭の状況 |
| 1 統計にみる状況 人口の推移／世帯の推移／就労の状況／各種手当等の支給状況（児童扶養手当・児童手当・就学援助等） |
| 2 調査の結果概要 子ども・保護者調査／関係団体等への調査 |
| 3 調査等にみる課題 教育の支援／生活の支援／就労の支援／経済的支援／社会全体での支援（支援体制の構築） |
| 第3章 計画の基本的な考え方 |
| 1 基本理念 |
| 2 基本目標 |
| 3 施策の体系 |
| 第4章 施策の展開 |
| 1 教育の支援 |
| 2 生活の支援 |
| 3 就労の支援 |
| 4 経済的支援 |
| 5 社会全体での支援 |
| 第5章 計画の推進にあたって |
| 1 計画の推進体制 |
| 2 計画の進行管理 |
| 資料編 計画策定の経緯／子ども・子育て会議委員／子供の貧困に関する国の指標 |

調査等で見えてきた課題

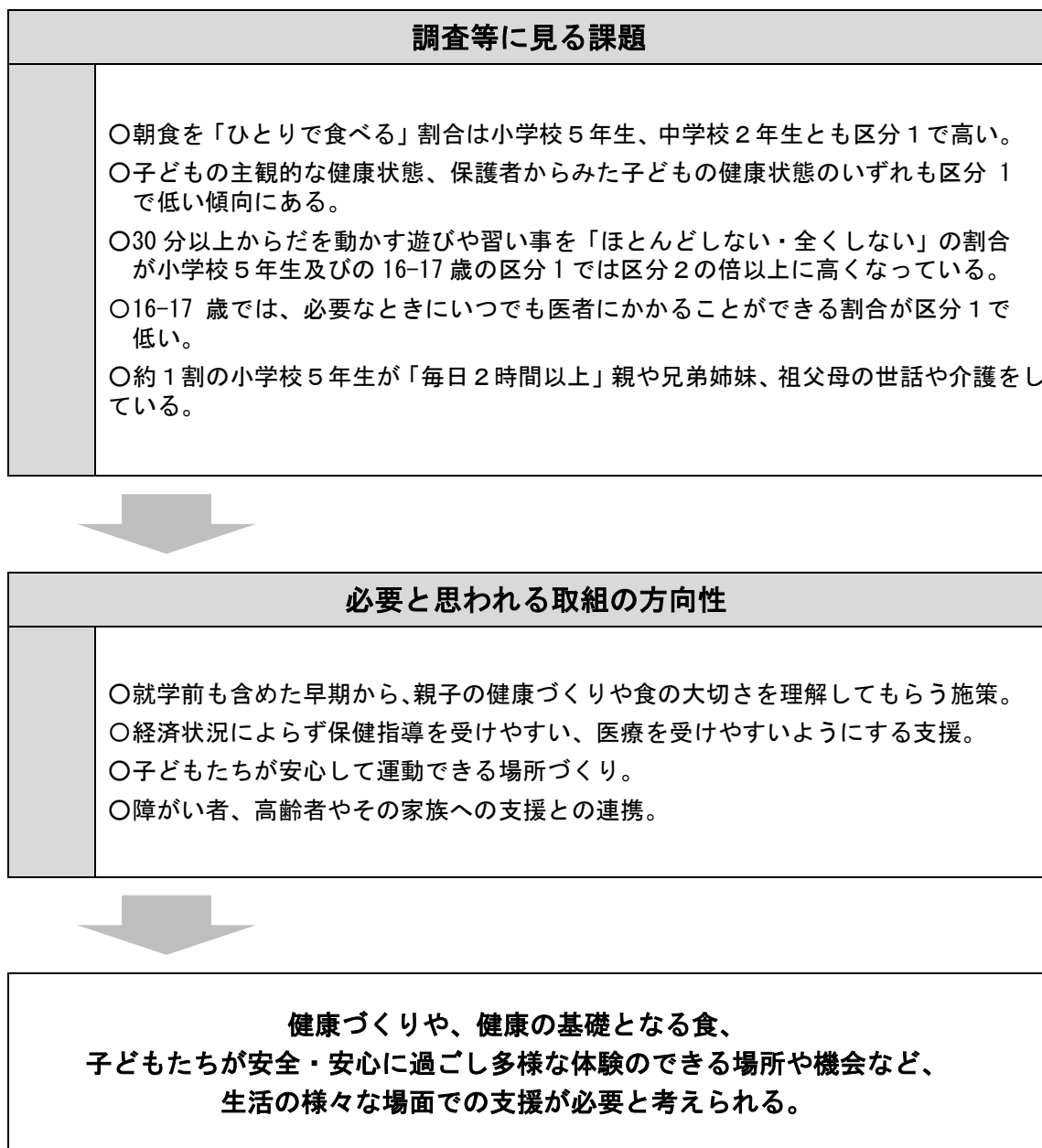
調査等により見えてきた村上市の課題について、国の重点施策に沿った4つの項目に加え、社会全体での支援（地域も含めた支援のあり方・相談・支援体制の充実）の視点から整理します。

※文中の「区分」は子ども・保護者調査における分類によります

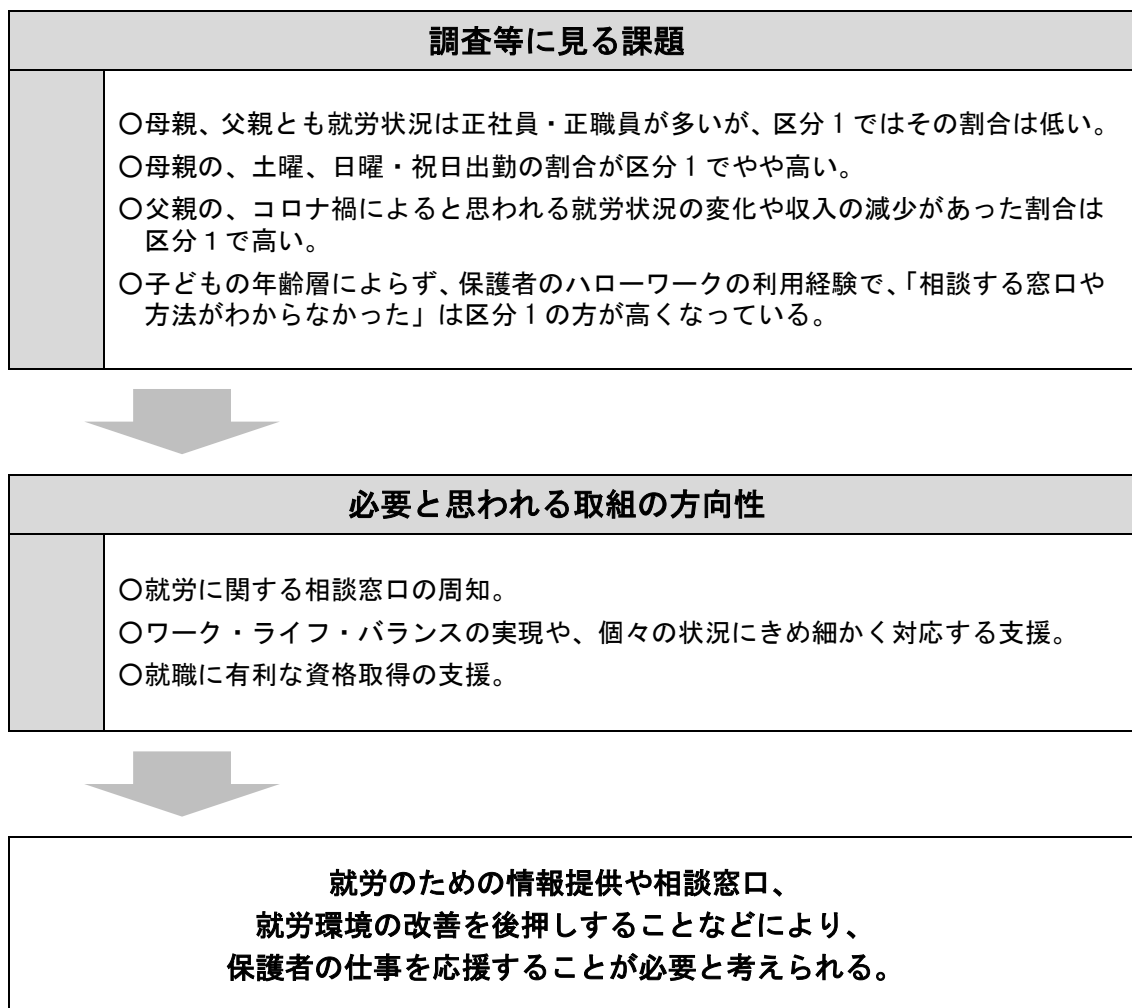
1 教育の支援



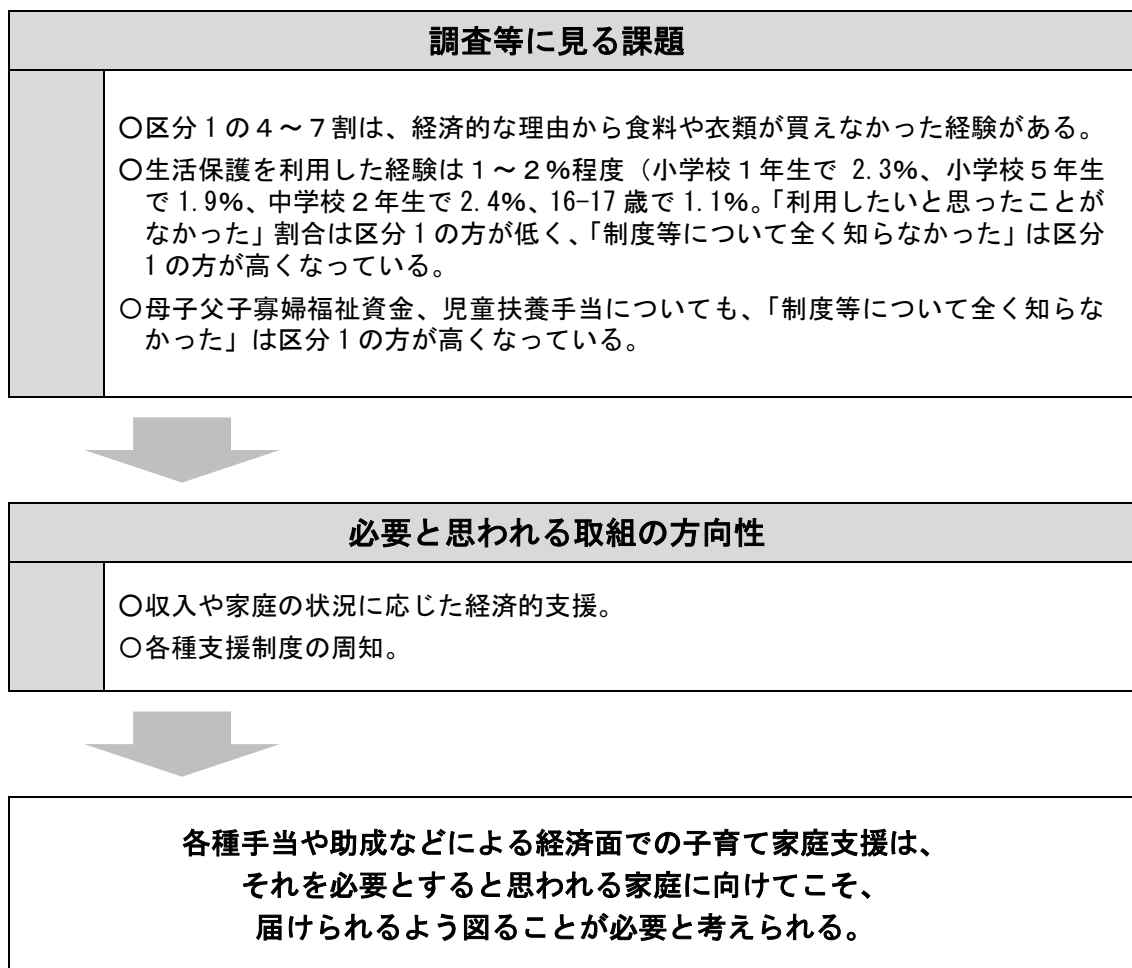
2 生活の支援



3 就労の支援



4 経済的支援



5 社会全体での支援(地域も含めた支援のあり方)

| 調査等に見る課題 | |
|----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○「(家以外で) 休日にいることができる場所」「家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所」「(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所」など、家庭や学校以外の地域での過ごし場所に対する子どもたちの利用希望がある。年齢が高くなるにつれその意向は強くなっている。○保護者の、日常的に頼れる親族がいる割合は区分1で低くなっている。○友人については、約3～5割の保護者が「頼れない・いない」と回答している。○相談相手は、いずれの年齢層も「家族」「友人・知人」「職場の同僚」の順だが、その割合はそれぞれ区分1で10～20ポイント低くなっている。 |



| 必要と思われる取組の方向性 | |
|---------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○子どもたちを対象に、過ごし場所や学習、食などの支援を行う市民活動やボランティアへの支援。○市民活動の周知や団体相互の連携の支援。○困りごとなどを他人事としないで気にかけるような地域の雰囲気づくり。 |



| |
|--|
| <p>市民活動や地域での福祉を支える方々への支援、 子どもの貧困という社会問題への理解促進などを通じ、 社会全体で互いに支え合う意識や体制を つくっていくことが必要と考えられる。</p> |
|--|

5 社会全体での支援(相談・支援体制の充実)

| 調査等に見る課題 | |
|----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○公的に設けられている相談先について、「相談する窓口や方法がわからなかった」の回答が一定数みられ、総じて区分1で割合が高い。○公的に設けられている相談先について、「相談したかったが、抵抗感があった」の回答が一定数みられる、総じて区分1で割合が高い。○情報の入手方法・入手意向では、区分2に比べて区分1の家庭に行政からの情報が届いていない可能性が高い。○支援が必要と思われる家庭や子どもが、経済的支援をはじめ、各種サービスを利用していない可能性がある。○学校・福祉関係者等では、支援やサービスをつなぐことの重要性が多く指摘されており、同時に支援者側の連携や情報の共有の大切さと難しさを感じている意見が少なからずみられる。 |



| 必要と思われる取組の方向性 | |
|---------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実、窓口の分かりやすさ、相談のしやすさ。○支援が必要な子ども・家庭に適切に支援を届けるための周知と情報提供体制。○支援者側の連携・情報共有の体制強化。 |



| |
|---|
| <p>市民から見て分かりやすく使いやすい相談の受付体制、 保護者や子どもの課題を早期に発見・把握し支援につなげる体制、 市の様々な取組を提供側でつないでいく体制が必要と考えられる。</p> |
|---|

計画名称について

計画名称についての提案・意見聴取結果

| | |
|------------------------|------------------------|
| 事務局案 | 村上市子どもの未来応援プラン (4票) |
| 委員提案 (任意で1委員1つずつ提案) | 村上市子どものみらい応援プラン |
| | 村上市子ども輝く未来プロジェクト |
| | 村上市「子どもを真ん中に！」アクションプラン |
| | 村上市子ども大好きプラン |

空白

(4) 第2期村上市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

1. はじめに

村上市子ども・子育て支援事業計画は、国の指針^{*1}に基づき教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画です。現在は第2期計画で、計画期間は令和2年度から令和6年度までとなっております。また、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされております。

^{*1}「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

2. 見直しの方法

基本的には国が示している以下の考え方^{*2}を踏襲

^{*2}「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」

1) 教育・保育施設の「量の見込み」の見直し

①具体的な手順

ア. 実績値の把握

令和3年4月1日時点における実績値 参考に令和2年4月1日、令和4年4月1日も

イ. 「実績値」と「量の見込み」との比較

10%以上の乖離がある場合^{*2}は原則見直しが必要と判断

^{*2}「実績値」/「量の見込み」 \leq 90%又は「実績値」/「量の見込み」 \geq 110%

ウ. 要因分析

イを踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する。

「量の見込み」の計算式

「推計児童数」×「潜在家庭累計」×「利用意向率」＝「量の見込み」

(留意事項)

- ・乖離の要因が「推計児童数」の場合、社会増減か自然増減か
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものか

エ. 「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合は、ウの要因分析を踏まえて「量の見込み」の補正を行う。

(留意事項)

- ・トレンドや地域の実情等を十分に踏まえ、特に女性の就業率上昇傾向に留意
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものか、必要に応じて令和2年4月1日時

点の「実績値」を活用

- 2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し
教育・保育施設の「量の見込み」の見直しにあわせて必要に応じて実施

| 事業名 | 留意点 |
|----------|---|
| 放課後児童クラブ | 利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の同行の分析を踏まえ、見直しを行う。 |
| 延長保育事業 | 保育所等の整備量の拡大に応じ見直しを行う。 |
| 病児保育事業 | |
| 一時預かり事業 | 一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭累計の割合、専業主婦、主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。 |
| 上記以外の事業 | 事業の実施状況や利用状況等に照らし必要に応じて見直しを行う。 |
| 全体 | 新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行う。 |

3. 作業スケジュール

| 時期 | 内容 |
|---------|---------------------------|
| 令和4年 6月 | 第1回子ども・子育て会議で中間見直しについて説明 |
| 7月頃 | 第2回子ども・子育て会議で中間見直し（案）提示 |
| 10月頃 | 第3回子ども・子育て会議で中間見直し（最終案）提示 |